

指定管理者制度 導入判定基準 チェックシート

【施設名：丹波市立青垣総合運動公園・丹波市立市民プール】

チェック項目	判定項目	判定の視点	判定		所管課意見
チェック1	市が管理運営すべき施設か？	①公の施設として管理運営すべき施設である。 (公共施設としての必要性がある。)	○	○	市内に同様の民間事業者は存在するが、市民の健康保持及び地域の活性化に寄与する施設であるため、公共施設としての必要性があり、法令的な制約、公共的サービスではないため、指定管理者制度の導入に対する課題はないものとする。
		②公平性や公益性が極めて高い等の理由や本市の施策上の制限がなく、指定管理者制度の導入が可能である。	○		
		③法令の制約及び業務の専門性・特殊性から特段制限がなく、指定管理者制度の導入が可能である。	○		
チェック2	指定管理者制度の導入により、施設の安定性・継続性が確保できるか？	①同種のサービスを提供している民間事業者等が存在する。	○	○	プール施設を管理している民間事業者は存在しているので、指定管理者制度の導入が可能である。また、近隣自治体においても導入実績があり、対象サービスを継続的・安定的に提供できる民間事業者は存在する。 民間事業者による事業実施により、利用者ニーズに沿った各自主事業の展開が可能であり、施設活性化が図れるものとする。
		②他の自治体において導入している実績がある場合など対象サービスを安定的・継続的に提供できる民間事業者等が存在する。	○		
		③民間事業者等に任すことで、利用ニーズにあったサービス内容の充実や民間事業者等のノウハウの活用が期待できる。	○		
チェック3	指定管理者制度の導入により、費用対効果が確保できるか？	①民間事業者等の有するノウハウの活用や創意工夫によりコスト削減が図れる。	○	○	施設管理費において、指定管理者に一括管理することにより一定の経費節減が見込まれ、また、適切な業者選定を行うことができる。プールスタッフと事務スタッフの兼務により人件費コストの削減が見込まれる。 プール及び施設利用等の利用料金収入によりも施設管理経費が高額であり、赤字体質となっているため、指定管理料の補填が必要である。
		②市が直接管理運営する場合と同等の費用であってもより大きい効果が見込まれる。	○		
		③税負担ではなく使用料・利用料金により運営を行うことができる。	×		
指定管理者制度導入判定		(委員コメント) 指定管理者制度の導入が適当と認める。	○		(見直し等の場合、時期について記載)